

帯広市税外公法上の収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 24 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 24 号

帯広市税外公法上の収入条例の一部を改正する条例

帯広市税外公法上の収入条例（昭和 45 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（公示送達）

第 6 条 地方自治法第 231 条の 3 第 4 項の規定に基づく公示送達は、帯広市税条例（昭和 25 年条例第 27 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。